神戸市水防計画

令和6年3月

神戸市防災会議

神戸市

目次

第1章	総則	1
第2章	水防組織	1
第3章	重要水防箇所	2
第4章	水防警報	3
第5章	警戒体制	4
第6章	通信連絡	5
第7章	水防施設及び輸送	5
第8章	水防活動	5
第9章	水防信号、水防標識等	9
第10章	協力及び応援	12
第11章	水防報告等	13
第12章	また。 費用負担と公用負担	14
第13章	水防訓練	15
第14章	記録 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水防止のための措置	15

第1章 総則

1-1 目的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、兵庫県知事から指定された指定水防管理団体である神戸市が、同法第33条第1項の規定に基づき、神戸市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、河川、ため池又は海岸の洪水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1-2 水防計画の作成等

1. 調査審議機関

この計画は、水防法第33条第2項及び神戸市防災会議条例(昭和38年4月条例第2号) に基づき設置された神戸市防災会議において、調査、審議する。

2. 計画の作成

- (1) この計画は、兵庫県水防計画に応じて定め、神戸市防災会議の審議を経て、兵庫県知事に届け出るものとする。
- (2) 審議を終えた水防計画は、関係警察署長及び消防署長に通知する。

1-3 安全配慮

消防団員・消防職員及び建設事務所の水防作業に従事するもの(以下、「消防団等水防従事者」という。)は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、消防団等水防従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

第2章 水防組織

建設局長(建設局防災課長)は、県知事の発令する水防警報等の通知を受けたときは、防災連絡会議(危機管理室)にその旨を報告し、防災連絡会議は、水防活動の必要性に応じ防災指令の発令について協議する。

- (1)神戸市水防組織は、神戸市災害対策本部条例(昭和38年4月条例第3号)に基づく災害対策本部組織を準用する。
- (2) 水防事務分担は、地域防災計画に定める部が担当する事務分掌に基づき水防活動を実施する。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、 洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3-1 水防地区

水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。

(1) 河川水防地区 (兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所・神戸市建設局)

			一・二級河川									準用、普通河川		
名称		水防」	上最も重要	な箇所	次に重要な箇所			要注意箇所			重要な箇所		Ť	
			所	数量	笛	所	数量	箇所		数量	箇所 数量		数量	
	左岸		8	12,203m		18	15,070m	10	11	6,590m	1	1	1,340m	
河川数	右岸	15	10	12,713m	17	19	15,350m	10	11	6,590m	1	1	1,340m	
	工作物	31	-		13									

* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表(神戸市水防計画防災 データベース水防資料1-1~1-5)

(2) 雨水幹線水防地区

(神戸市建設局)

名称	笛	所	数	量
雨水幹線		9	2, 22	20m

* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表(神戸市水防計画防災デ ータベース水防資料2-1,2-2)

(3) 運河·海岸水防地区

(神戸市港湾局・経済観光局、姫路河川国道事務所)

名称	重要水防区域	危険な区域
運河・海岸	80, 665m	100m

*運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表(神戸市水防計画防 災データベース水防資料3-1,3-2)

3-2 要監視ため池

(神戸市経済観光局)

	(11)
名称	箇 所
ため池	329

*要監視ため池の選定基準及び要監視ため池一覧表(神戸市水防計画防災データベース 水防資料4-1, 4-2)

第4章 水防警報

4-1 水防警報

水防警報とは、兵庫県水防本部長(知事)が指定した河川または海岸について、洪水・津波または高潮等によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告することをいう。

4-2 水防警報河川

- (1) 洪水にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。
 - 一級河川 (1河川)淡河川
 - ・二級河川(12河川) 武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、 山田川、明石川、伊川
- (2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおり。(19河川) 高橋川、天井川、住吉川、西瀬川、石屋川、高羽川、都賀川、西郷川、西谷川、 生田川、鯉川、宇治川、新湊川、妙法寺川、千森川、一ノ谷川、塩屋谷川、福田川、 山田川

4-3 水防警報海岸

- (1) 高潮にかかる水防警報の対象海岸は下記のとおり。
 - 大阪湾沿岸

4-4 水防警報の種類

7	種		別		内容
第	1	号	待	機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させ
					るもの
第	2	号	準	備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させ
					るもの
第	3	号	出	動	水防活動に出動させるもの
第	4	号	解	除	水防活動を終了させるもの

4-5 水防警報の発令

(1) 洪水·高潮発生時

兵庫県知事が水防警報を発する河川又は海岸について、神戸県民センター長は、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、次表に基づき神戸県民センター長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、神戸土木事務所長は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報する。

種別	標準的な発令基準
1号	水位又は潮位(以下、「水位等」という。)が水防団待機水位(通報水位)又は通報
(待機)	潮位を上回り、さらに水位等が上昇するおそれがあるとき
2号	水位等が神戸県民センターにおいて、水防警報第2号発令水位等に達し、さらに
(準備)	水位等が上昇するおそれがあるとき
	水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号	水位等が氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達したとき
(出動)	水防事態が切迫し、規模が大きくなると予想されるとき
4号	水位等が水防警報2号の発令基準水位等を下回り、今後水位等の上昇の見込みも
(解除)	なく、水防活動の必要がなくなったとき

- 注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。
- 注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

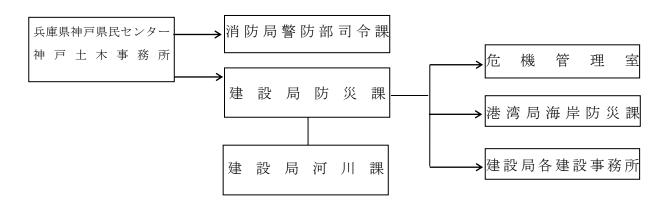
原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を 未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省 略するものとする。

大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった時は、神戸県民センター長は速か に水防警報を発する。

種別	標準的な発令基準							
3 号 (出動)	大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。(自動発令)							
4 号 (解除)	大津波警報・津波警報・津波注意報が解除され、水防活動の必要がなくなったと き。							

4-6 水防警報の伝達

建設局長(建設局防災課長)は、関係機関に報告するとともに、報告を受けた各関係機関の長は、消防団等水防従事者に必要な措置を伝達する。



第5章 警戒体制

警戒体制 (気象予警報等の収集・連絡、市民への情報伝達、水防地区の監視体制、河川内 親水空間等における増水安全対策) については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対 応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

第6章 通信連絡

水防上特に必要がある場合は、施設の使用について、施設管理者に協力を求めることができる。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電鉄株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力送配電株式会社通信施設

第7章 水防施設及び輸送

7-1 水防倉庫及び施設資器材

水防倉庫及び施設資器材については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章警戒体制及び防災活動計画 1-7 災害用機械器具確保計画」に定めるとおりとす る。

7-2 輸送の確保

輸送の確保については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 第9章 災害時交通規制・緊急輸送対策」に定めるとおりとする。

第8章 水防活動

8-1 水防配備

1. 市の非常配備とその解除

(1) 市の非常配備

水防管理者は、水防活動の利用に適合する予報及び注意報・警報の発表があり洪水、 津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は 非常配備により水防事務を処理するものとする。但し、津波の場合等、配備職員の安全 確保を図らなくてはならない。

非常配備につく場合の指令の種類、発令基準、配置につくべき職員及び水防態勢の内容は、次のとおりとする。

	神		戸	市	水	防	態	勢		
指令の種類	発	令	基準	Ī	配備に	こつくべ	き職員	水防	態勢	内 容
連 絡 員 待機指令	気象庁の予き、いまだ 令するには 連絡を緊密 と認められ	防災指 至ら ⁷ にす	- 令第 ないが る必要	- l 号を発 、今後の	め、又は必	公要があ その都度	ると認め ま定める			防災指令 行う連絡
防災指令 第 1 号	・大規模地 (昭 53 4 条第 13 号 が発せらい とき。 ・そがある。 ・れが等の子	手法規 た 大 大 大 大 大 あ 、 等 生 は た る 、 あ 、 き も も た も た も た も た も た も た も た も た も た も た も た ら に ら た ら に に ら に に に に に に に に に に に に に	第73 でする い で で で で で が そ が そ れ そ れ そ れ の と み れ り の り た り の も り れ り の り り り り り り り り り り り り り り り り	号)第2 警戒内される ボスコート	指定職員				、防活動	応じて、 Iに出動出 せるも
防災指令第 2 号	・本市の区5弱若しく生したとき・兵庫県瀬象庁の他災があるときが発生した	は5 。 戸内海 警報が発 害が発	強の地野沿岸がある。	に 震が発 に係る気 たとき。 るおそれ	指定職員			するため 発生した 急措置。 ・水防事	の準備 上災害に 耳態が発 な防活動	害に対処 処置又は 対する応 生すればる るもの。
防災指令 第 3 号	本市の区式6弱以上でたとき。・兵庫県瀬き。・その他大きるおそれが模な災害が	で 戸波 関ある 海警 なる	地震か 発浴が ま り と き ス と き ス	i 発生し こ 係る 気 と i 発生 大	全職員			・水防活もの。	動に出	動させる

(2) 市の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

2. 消防団等水防従事者の水防態勢とその解除

(1)消防団等水防従事者の水防態勢

消防団等水防従事者の水防態勢は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

(2) 消防団等水防従事者の水防態勢の解除

水防態勢の必要がなくなったときは、本市防災指令を解除し、周知させなければならない。

8-2 巡視及び警戒

1. 平常時

水防管理者、消防団長又は消防署長(以下この章において「水防管理者等」という。)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設及びため池等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 出水時

水防管理者等は、洪水等にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所管土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所管土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇
- ②場防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

8-3 水防作業

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、 被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

8-4 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場合に赴くときは、消防団長、消防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般の交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

8-5 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

8-6 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。また、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

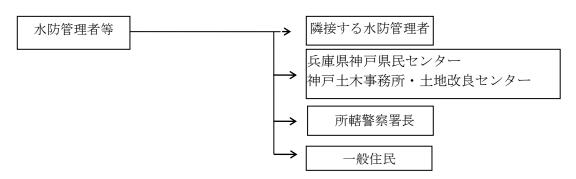
8-7 避難のための立退き

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。 立退き計画については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第5章 避難計画 5-3、4」に定めるとおりとする。

8-8 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1. 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。通報を受けた河川等の管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供を行うものとする。



2. 決壊後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努める ものとする。

第9章 水防信号、水防標識等

9-1 水防信号

- 1. 水防のための通信は、「地域防災計画(風水害対策編)応急対応計画」に定めるほか、水防信号を使用して知らせる場合は、次の方法による。
 - (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位(警戒水位)に、海岸では台風襲 来時の危険風向の風速 20m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせ るもの。
 - (2) 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者が直ちに出動すべきことを知らせるもの。
 - (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。
 - (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。
- 2. 水防信号は、兵庫県水防信号規則(昭和 24 年兵庫県規則第 91 号)に基づき次により行 うものとする。

信号	警	鐘 信	号	サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	〇休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 〇 - 休止 - 〇 - 休止 - 〇 - 休止						
第2信号	0-0-0	0-0-0	0-0-0	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ 一休止 — ○ 一休止 — ○ 一休止						
第3信号	0000	0000	0000	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 〇 一休止 — 〇 一休止 — 〇 一休止						
第4信号	乱	ı	打	約1分 約5秒 約1分 ○ - 休止 - ○ - 休止						
	2 必要が	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用する。								

3. 大津波警報・警報・注意報を警鐘又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警 鐘	信号	+	イ	V	ン	信	号
津波注意報標識	(3 点と 2 g ●-●-(_)(約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標 識	(1点2個。 打 ● ●		の班 (約10秒 (約3秒)			_	(¥	り1分)
津波警報標識	● - ● (2	点) -●	(約5秒)	0			<u>0</u> (約6	秒)



注意1) 鳴鐘または吹鐘の反復は、適宜とする。

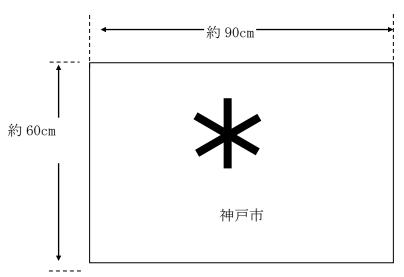
4. 旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標調	標識					
津波注意報標識				ı			
津波警報標識		赤	白				
大津波警報標識		白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

9-2 水防標識

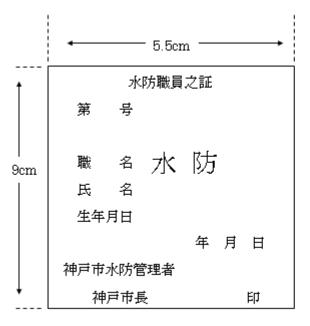
水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ兵庫県公安委員会と協議したもので、次の標識を掲げ警鐘又はサイレン吹鳴を併用するものとする。



(注) 白地 水の文字は赤字 ただし火災時使用の標識を使用しても差支えない。

9-3 身分証票

水防法第 49 条第 2 項の規定に基づく、本市職員の身分を示す証票及び腕章は、次のとおりとする。

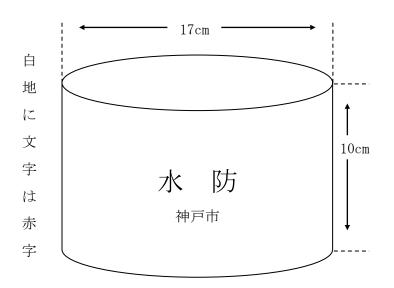


心 得

- 1 本証は自己の身分をあきらかにする。
- 2 記名以外の者の使用を禁ずる。
- 3 本証の身分を失ったときは、速やかに本 証を返還する。
- 4 本証の身分に異動があったときは、速や かに打正をうける。
- 5 本証は木防法第49条第2項による土地立 入証である。

(注) 水防の文字は赤色 表

裹



第10章 協力及び応援

10-1 河川管理者の協力

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に協力を行う。

10-2 隣接水防管理団体との協力及び応援

隣接水防管理団体との協力及び応援は、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計 画 第3章 広域連携・受援体制 3-1 広域応援要請」に定めるとおりとする。

10-3 警察署との関係(緊急非常事態)

1. 水防管理者と警察署との協議事項

警察署とは水防法により以下の事項について、あらかじめ協議しておくものとする。

- ① 水防上緊急を要する通信のための警察電話の使用について(法第27条第2項)
- ② 水防上緊急の必要がある場所における警戒区域の設定について(法第21条)
- ③ 水防上必要があるときの警察官の出動について (法第22条)
- ④ 避難立ち退き指示の場合における警察署長への通知(法第29条)

10-4 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第3章 広域連携・受援体制 3-2 自衛隊の派遣要請」に定めるとおりとする。

10-5 県との連携

市は、県が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

10-6 企業(地元建設業等)との連携

市は、災害時応急対策業務に関して市内協力会と協定を締結している。協定締結先は「神戸市地域防災計画 防災データベース 協定関連資料 4-1」のとおり。

10-7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第11章 水防報告等

11-1 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- ① 水防実施状況報告書(様式1)
- ② 法第23条第1項の応援を求めた理由
- ③ 法第24条の水防従事者又は雇い入れられた者の住所、氏名及び出動時間、理由
- ④ 法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- ⑤ 法第28条により収用又は購入した器具及び資材の所有者、事由、使用場所
- ⑥ 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及び事由、除去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の筒所及び所有者の氏名並びにその事由
- ⑧ 法第29条による立退き指示の理由及び状況
- ⑨ 警察署の援助状況
- ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- ① 現場指導の公務員の職氏名
- ② 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- ③ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- ⑭ 警戒中の水位観測表
- (5) 水防法第34条第1項の水防協議会の設置
- 16 水防法第32条の2水防訓練の概要

11-2 報告

1. 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池 に関しては県神戸土地改良センターを経由して知事に対し3日以内に報告するものとする。

- ① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑮の事項
- ② その他必要と認める事項

2. 土木事務所長等への連絡

水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。

- ① 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 水防の警戒を解除したとき
- ④ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- ⑤ 水防法第23条第1項による他の水防団または消防機関に応援を求めたとき
- ⑥ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- ⑦ 水防法第29条による立ち退き指示の事項
- ⑧ その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち①については直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門等の管理者へ、②、⑥及び⑦については関係警察署及び隣接水防管理者及び区役所保健福祉部へ通報する。

第12章 費用負担と公用負担

12-1 費用負担

1. 水防管理団体の水防に要する費用は、法第 41 条の規定により当該水防管理団体が負担する。

他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

2. 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第 42 条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

12-2 公用負担

1. 公用負担権限

法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木、その他の資材の使用
- ③ 十石、竹木、その他の資材の収用
- ④ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ⑤ 工作物、その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①~④ (③における収用を除く。) の権限を行使することができる。

2. 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命じようとする水防管理者、消防団長または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3. 公用負担命令書

法第28条の規定により、公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

第○号

公用負担命令証

目的物

水防法第28条第1項により使用 (収用処分) する。

令和 年 月 日

神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印

○ 様

公用負担命令権限証

職名氏名

上の者に○○区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任し たことを証明する。

令和 年 月 日

神戸市水防管理者 神戸市長 久元 喜造 印

4. 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第13章 水防訓練

水防計画の習熟と検証、関係機関、市民等との連携体制の強化、実践を通じての防災意識の高揚等を図るため、関係機関や市民、事業者、ボランティア等と連携し圏域の広がりや施設の特性に応じた防災訓練を実施する。

第14章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

1. 洪水浸水想定区域図

洪水浸水想定区域図は、防災データベース 共通編 資料 6-2-2 のとおり。

2. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

- ①洪水予報・水位到達情報の伝達方法及びその他人的災害を生ずるおそれがある洪水・高潮に関する情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時又は高潮時(以下、「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び 所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)でそ

の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると 認められるもの

- ロ 要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設(イ又は口に掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(大規模工場等)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの(所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。)

本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設は、「神戸市地域防災計画 防災データベース 風水害等対策編 応急対応計画 資料5-4-1, 2」のとおり。

3.「くらしの防災ガイド」(土砂災害・水害ハザードマップ)

浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「くらしの防災ガイド」を作成し洪水浸水想定区域を掲載している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。

4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

参考

「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」